



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 7 年 6 月

【法改正情報】 令和 7 年 6 月より熱中症対策が義務化されます！

令和 7 年 6 月 1 日より、労働安全衛生法が改正・施行されます。今回の改正により、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な措置を講じることが罰則付きで義務化されます。

現在、厚生労働省のホームページにおいても熱中症対策の特設ページが設けられており、パンフレット・リーフレットも公表されていますので、内容をご参照頂き、ご対応を頂けますようお願い致します。改正後の義務に違反した場合、**6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金**が科せられます。

熱中症対策は人の生命・身体にかかわる重要事項となります。万が一この法改正に対応せず、必要な対策を怠ったことにより労働者が熱中症に罹患し、命を落とすこととなれば遺族から多額の民事上の損害賠償請求も考えられます。また、令和 6 年における熱中症の死傷者数は過去 10 年の統計で最多の 1,195 名であるという統計データが出ています。義務の対象となる業務に該当する職種のみならず、熱中症対策について職場全体で検討頂く必要があります。今回の改正により義務となる対策は次の通りです。

- ① 報告体制の整備
- ② 実施手順の作成
- ③ 上記 2 つについて関係者への周知を行うこと

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

【義務の対象となる作業について】

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うとき」とされています。「暑熱な場所」とはどれくらいのレベルを指すのかについて、次のような基準が設定されています。

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 【くぎ(釘)打ち、盛土】 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【対象となる訓練の種類】

- ① 人材育成訓練：10時間以上のOFF-JTによる訓練
- ② 認定実習併用職業訓練：新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
- ③ 有期実習型訓練：有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

(1) 助成率・助成額 ※ () 内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合(注2)
① 人材育成訓練	正規雇用労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	-	-
	有期契約労働者等	70%	+15%				
② 認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
③ 有期実習型訓練(注3)		75%	+25%			10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)

【助成金受給までの流れ】



※前年より、定型的なものも含め助成金申請業務全般に関しまして、個別に業務委託契約を締結させていただいております。

※助成金については、専従職員不在のため、業務の状況や申請業務の集中によりお受けできない場合がございますので予めご了承ください。